

中国人戦争被害裁判 資料集成 1

21年6月刊行

戦時中日本に強制連行された中国人が、
日本政府を相手取って起こした
初めての裁判

強制連行・強制労働事件 劉連仁訴訟

- 全10巻+別冊2・B5判・上製本
- 定価(250,000円+税)分売不可
ISBN:978-4-86369-637-2
- 解題:小野寺利孝(中国人戦争被害賠償請求事件弁護団・団長)
森田太三(中国人強制連行・強制労働事件弁護団・団長)
田中貴文(北海道訴訟弁護団・事務局長)
小松 豊(札幌郷土を掘る会・代表)
鳴谷節夫(日本中国友好協会北海道支部連合会・会長)
関 礼子(立教大学社会学部教授)



I 強制連行、強制労働、そして13年の逃亡生活による過酷な被害を認定

一審の東京地裁は、「劉連仁が被った精神的被害は筆舌に尽くし難い過酷なものであった」と、日本政府の悪質性を指摘し、そのような被告・国が時の経過により責任を免れることは「正義・公平の理念に著しく反する」として、国に2000万円の賠償を命じた。控訴審判決は強制連行と強制労働、それに続く逃亡生活による過酷な被害を認定し、国の救護義務違反を認めながら、国家賠償法六条の相互保障主義と除斥期間の経過を理由に劉連仁の賠償請求権は認められないとした。

II 幻の「事業場報告書」を収録

1993年、中国人を働かせていた全国の事業所から外務省に提出された報告書、いわゆる「事業場報告書」の存在が明らかになった。いずれも資料が散逸、焼却して存在が確認できないと政府が答弁していたものである。これらの貴重な資料を証拠資料として収録した。

III 判決文のほか裁判資料を多数掲載

裁判資料は判決文のほか訴状、双方の準備書面、原告陳述書、尋問調書のほか貴重な証拠資料を多数収録した。

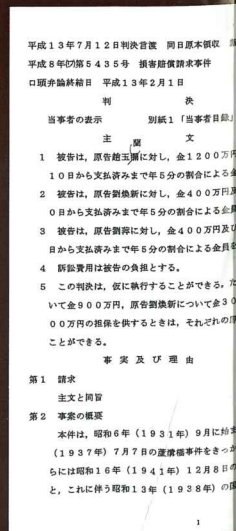
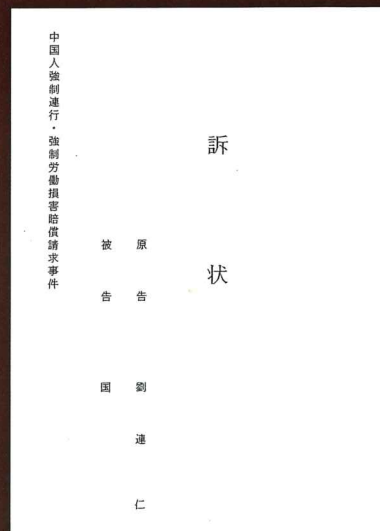
IV 歴史的記録としての劉連仁原告本人の尋問調書を別冊に掲載

1944年9月山東省の農村から傀儡軍兵士によって拉致され、青島の収容所へ。その後鉱石と一緒に貨物船の船底に積み込まれ、下関で船から降ろされた。列車と船を乗り継ぎ、11月北海道雨竜郡沼田町にある明治鉱業昭和鉱業所という炭鉱に到着。炭鉱内の労働は1日2交代制、短い食事以外は休憩は与えられず、休日もない。過酷な労働の後、宿舎までの長い雪道を作業服1枚、破れた地下足袋で歩いて帰った。地獄のような境遇に耐え兼ね、終戦の半月前、仲間とともに脱走、北海道の山中で13年間逃亡生活を送った。これらの詳細な証言の貴重な記録。

V 原告代理人と関係者による劉連仁訴訟シンポジウムを解題として収録

2020年12月12日、関礼子（立教大学教授）がコーディネイトした『戦争の歴史に向き合う』シンポジウムを資料集の解題として別冊に収録。

【講演者とタイトル】①小松豊 スキー場で山男、の噂が ②小野寺利孝 なぜ40年を経て裁判か ③森田太三 裁判の争点及び第二次訴訟への動き ④田中貴文 東京第二次訴訟から全国各地の訴訟へ ⑤嶋谷節夫 日中友好協会と劉連仁



● 訴状、控訴状などはすべて掲載した

● 判決分は全文収録した

《収録資料一覧(一部)》

年月日	資料名	号証	発行・著者	巻数
1996年3月25日	訴状		劉連仁	1
1996年7月15日	答弁書		国	1
1996年9月30日	準備書面(1)		劉連仁	1
1996年9月30日	準備書面(1)		国	1
1997年6月5日	原告準備書面(4)		劉連仁	2
1997年6月5日	被告の書証認否書に対する意見		劉連仁	2
1997年10月23日	訴訟進行に関する意見書		劉連仁	2
1999年3月18日	国際私法弁論骨子		劉連仁	3
1999年3月18日	原告準備書面(10)		劉連仁	3
2000年4月27日	原告準備書面(12)		劉連仁	3
2000年6月29日	準備書面(12)		国	4
2001年2月1日	原告最終準備書面(16)		劉連仁	4
2001年2月1日	陳述書		劉煥新	4
2001年1月25日	原告準備書面(15)		劉連仁	4
2001年2月1日	準備書面(14)		国	5
2001年5月18日	準備書面		劉連仁	5
2001年7月12日	判決		東京地裁	5
2001年7月23日	控訴状		国	6
2002年8月27日	国家無答責に関する意見陳述		森田太三	6
2003年2月27日	安全配慮義務違反陳述書		田島浩	6
2003年2月27日	立法不作為に関する意見陳述		児玉勇二	6
2004年9月28日	最終準備書面(20)		趙玉蘭外2名	7
2004年9月28日	意見書・国の安全配慮義務違反について		山下登司夫	7
	国の捕虜、抑留に基づく安全配慮義務違反について		森田太三	7
2005年6月23日	判決		東京高裁	7
1991年6月24日	「明治鉱業株式会社昭和鉱業所」の状況～劉連仁事件資料その1～	甲第4号証の1	中国人殉難者全道慰霊祭事務局	8
1991年9月18日	「発見から生還まで」～劉連仁事件資料その2～	甲第4号証の2	中国人殉難者全道慰霊祭事務局	8
1945年11月	華人労務者名簿	甲第14号証	明治鉱業(株)昭和鉱業所	8
	陳述書	甲第26号証	劉連仁	8
1998年10月2日	意見書	甲第29号証	立命館大学法学部教授 松本克美	9
1999年2月24日	意見書	甲第54号証	北海道大学教授 奥田安弘	9
2000年9月11日	意見書	甲第96号証	龍谷大学 田中宏	10
2000年10月12日	意見書	甲第120号証	神奈川大学法学部助教授 阿部浩己	10
1944年6月7日	華人労務者使用上ノ参考資料	甲第124号証		10
2001年6月13日	意見書	甲第127号証	京都大学教授 芝池義一	10
2002年3月26日	意見書 大審院判例からみた国家無答責の法理の再検討	甲第129号証	南山大学法学部教授 岡田正則	10
	土木建築事業に於ける華人及朝鮮人労務者の現況と之が措置に懇請要領	甲第143号証		10
	劉連仁に対する政府補償の件	甲第189号証		10
	見舞状	甲第192号証	内閣官房長官 愛知揆一	10
1998年6月18日	本人調書 劉連仁		東京地裁	別冊

審判官
のとり
これに対する平成8年4月
支払え。
れに対する平成8年4月1
支払え。
に対する平成8年4月10
支払え。
、被告が、原告趙玉蘭につ
内、原告劉輝について金3
による上記取戻権を先れる

甲第26号証
平 成 八 年 (ワ) 第五四三五号
中 国 人 強 制 進 行 に 関 す る
意 見 書
強 制 進 行 事 件
東 京 地 方 裁 判 所 民 事 第 一 四 部
御 中
龍 谷 大 学
田 中 宏

平 成 八 年 (ワ) 第五四三五号
中 国 人 強 制 進 行 ・ 強 制 労 働 携 帯 者 陪 償 請 求 事 件
原 告 準 備 書 面 (四)
一 九 九 七 (平 成 九) 年 六 月 五 日
原 告 訴 訟 代 理 人 井 藤 士
同 井 藤 士
小 野 寺 利 宏

劉連仁
10月10日
00分
18日
5435号
この調書は、第11回口頭弁論(調書と一体となるものである。)

●原告側意見書をできる限り収録

●裁判資料の主体は原告側、被告側双方の準備書面

●貴重な劉連仁の本人調書は別冊特別資料として収録

戦争体験者が高齢化するなかで、戦争の記憶をどう継承するかが課題になってきている。この記憶のなかに<他国(民)の被害の記憶>は含まれているだろうか。戦争という歴史に向き合ううえで、<他国(民)の被害の記憶>をどう扱ったらよいだろうか。

戦争をめぐる歴史的な<事実>は政治性を帯びて、合意形成の基盤にならないと指摘されてきた。確かに、ポスト真実の時代にあっては、こうした問いを発すること自体が、情動的な対立図式に投げ込まれることに通じていく。

「<事実>とは何か」という問いが窮屈で、しかも合意の基盤にならないのであれば、「何が<事実>と見做されたか」に問いを転換してみてもいいだろう。その際、一連の戦後補償裁判の書面や証拠書類は、歴史検証のメディアとして第一級の資料である。<事実>の有無をめぐる対立を止揚するうえでも、裁判というオフィシャルな場で交わされた書面・資料には、一定の客観性が担保されている。さらに、裁判において認定された<事実>は、政治性を完全に排除することはできないにせよ、一定の客観性を担保した<事実>として、回路の切れたコミュニケーションをつなぐ「歴史のためのコモンズ」になりうるだろう。

しかし、戦後補償裁判の判決こそ判例集やデータベース等で見ることができるが、訴状や準備書面、証拠説明書や意見書など、原告・被告双方の主張や立証の内容は、刊行された書籍などで部分的に示されるのみである。他方で、時間の経過により資料が散逸し、戦後補償裁判という歴史実践のプロセスが検証できなくなるならば、それは取り返しのつかない「歴史の損失」となるだろうと憂慮された。

「中国人戦争被害裁判資料集成」は、裁判資料の体系的・網羅的な保存と「歴史のためのコモンズ」としての利用に資することを目的として企画された。

第1集は、中国人の強制連行・強制労働裁判のうち、劉連仁訴訟(1996～2007年)の裁判資料を収録している。劉連仁は中国山東省から北海道沼田町の明治鉱業昭和鉱業所の炭鉱に連行され、終戦の半月前に逃亡、北海道の極寒の冬を穴の中で耐えながら13年を過ごしたのちに、当別町で発見された。劉連仁訴訟は、中国に帰国した劉連仁が「再発見」される契機となり、全国各地で後続の裁判が提訴されることになる。



中国人戦争被害裁判資料集成

本シリーズの刊行予定

1期 ● 強制連行・強制労働事件 劉連仁訴訟

全10巻別冊2 揃本体250,000円 2021年6月刊行
ISBN978-4-86369-637-2

2期 ● 強制連行・強制労働事件 東京第二次訴訟

全10巻別冊1 揃本体250,000円 2022年5月予定
ISBN978-4-86369-673-0

3期以降の予定資料

- 海南島戦時性暴力被害訴訟
- 平頂山事件訴訟
- 731・南京・無差別爆撃訴訟
- 花岡事件訴訟 ほか

推薦人

阿部浩己 (明治学院大学国際学部教授)

内海愛子 (恵泉女学園大学名誉教授)

岡田正則 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

田中宏 (一橋大学名誉教授)

松本克美 (立命館大学大学院法務研究科教授)

株式会社 すいれん舎

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-14第二万水ビル5B
TEL. 03-5259-6060 FAX. 03-5259-6070 E-mail masato@suirensa.jp

取扱店